

## 加害者にならないために

### 大切なのは相手の判断

- ①相手が拒否、または嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を繰り返さないようにしましょう。
- ②相手の意思表示がないことを「嫌がっていない」と考えず、相手の気持ちを配慮しましょう。
- ③周囲で起きているハラスメントを黙認しないでください。被害にあっていない場面に遭遇したら、注意を促すか、誰かに助けを求めましょう。

## 相談方法

電話・電子メールなど、利用しやすい方法で、学内相談員へ相談を申し込み、その後の連絡方法について相談してください。

相談には、友人などの親しい人も同伴できます。  
また直接の被害者以外であっても、申し込むことができます。

本学は組織的に相談者のプライバシー保護とハラスメント阻止を迅速に行い、相談者・協力者にいかなる不利益な取扱いがなされないことを徹底します。  
安心して相談してください。

## ハラスメント相談窓口

### 宇都宮共和大学・宇都宮短期大学

宇都宮シティキャンパス

Tel. 028-650-6617

✉ [soudan@kyowa-u.ac.jp](mailto:soudan@kyowa-u.ac.jp)

長坂キャンパス

Tel. 028-678-8700

✉ [soudan@ujc.ac.jp](mailto:soudan@ujc.ac.jp)

## CAMPUS HARASSMENT

### キャンパス・ハラスメント

## 防止・相談の手引き



宇都宮共和大学・宇都宮短期大学

キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会

## 「キャンパス・ハラスメント防止・啓発宣言」より

学 長

本学の建学の精神は「人間形成の教育(全人教育)」です。

豊かな人間性と社会性を兼ね備えた人材の育成をめざす大学として、性・年齢・国籍・人種・社会的地位において学生・教職員・関係者(大学構成員)すべてが対等な人格であり、その人格が尊重されるべきと考えます。

本学では、個々人の本質的平等と尊厳を深く認識し、教育研究の場にふさわしい環境づくりを目指します。そのために本学では、あらゆるキャンパス・ハラスメントを防止啓発する(気づき、しない・させない、許さない)ことを宣言します。

## Q. キャンパス・ハラスメントとは？

- A.** セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント  
その他の教育・研究の場又は職場において、不適切な言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・就業環境を害することをいいます。

## Q. キャンパス・ハラスメントを防止するためには？

- A.** 大学構成員がキャンパス・ハラスメントについて深く理解し、常に自らを戒めることが大切です。
- 特に、教職員は学生に対して厳正・中立・公正・公平に教育指導・評価を行う責任ある立場にあります。良かれと思った指導でも、相手に精神的な苦痛をあたえてしまう場合があること、自己の立場が優位であればあるほど相手は拒絶の意思表示をすることが困難になることを肝に銘じます。
- 日頃から十分なコミュニケーションを心がけていたとしても、人の感受性はそれぞれであることから、相手の気持ちを十分に理解することは容易なことではなく、キャンパス・ハラスメントの防止啓発には日々の努力が重要です。

## Q. キャンパス・ハラスメントの相談があった場合は？

- A.** 本学は組織的に相談者のプライバシー保護とハラスメント阻止を迅速に行い、相談者・協力者にいかなる不利益な取扱いがなされないことを徹底します。
- その上で、キャンパス・ハラスメント防止啓発規程に沿って事実の確認、行為者への厳正中立な対処、被害者の救済等を円滑に行い、その原因を究明して、さらなる再発防止策を実施します。
- ですから、身体的・精神的な苦痛が発生する場合等ハラスメントを受けた場合には、一人で悩まずに、安心して本学が設置する相談窓口にご相談してください。

キャンパス・ハラスメントには  
セクシャル・ハラスメント  
ジェンダー・ハラスメント  
アカデミック・ハラスメント  
パワー(モラル)・ハラスメント  
などがあります。



## アカデミック・ハラスメント

地位や権力を利用して、相手の教育研究の意欲や環境を損なう言動

### 事例

- 指導に従わない学生に対して、暴力的な言動を行う
- 正当な理由がなく、不当に低い成績評価をしたり、単位認定をしない
- 指導と称し、研究教育と無関係な用務を強要する
- プライベートを必要以上に知ろうとする
- 学生に対して、不要に否定的な言動を行う

## パワー(モラル)・ハラスメント

職場において権力や地位などを背景に、相手の就労意欲または労働環境を損なう言動

### 事例

- 人格を否定するような発言を繰り返す
- 情報や助言、仕事を与えない
- 達成不可能な業務を指示する

## 友人がハラスメントを受けていたら

- ①聞き役として、友人の話を聞きましょう  
友人の話を否定したり、批判したりしないで、聞き役として話を聞いてあげましょう。
- ②相談内容は秘密厳守にしましょう  
友人の話を聞いたら、重要な個人情報なので相談内容は秘密です。
- ③相談窓口へ行くよう勧めましょう  
友人の意思を確認し、相談窓口に行くように勧めるか、あるいは一人でいけないときには付き添ってあげましょう。

## セクシャル・ハラスメント

相手に不快感や不利益を与える性的な言動

### 事例

- 容姿や体型など身体的特徴を話題にする
- 性的な噂を流す
- 性的な画像をネットに載せる
- 不必要に相手の身体をジロジロ見たり、触れたりする
- 執拗に食事やデートに誘う
- しつこく電話をかけたりメールを送る
- 酒席でのお酌や身体的な接触を強要する
- 卑猥な画像や雑誌等を見せたり読んだりする

## ジェンダー・ハラスメント

男女の性的役割分担意識に基づく言動

### 事例

- 「～ちゃん」「おじさん・おばさん」「お嬢さん・坊ちゃん」等と呼ぶ
- 「男らしく・女らしく」「男のくせに・女のくせに」等と発言する
- 性別で、研究・職務・採用に差を設ける

## あなたがハラスメントを受けたら

- ①「嫌がっている」ことを意思表示しましょう  
相手の言動で不快感を感じたら、言いにくい立場の人にもはっきりと「NO」と意思表示しましょう。あなたの意思をはっきり伝えることが大切です。
- ②自分を責めることはありません  
「自分にスキがあったのでは…」あるいは「拒否しなかったから…」などと自分を責めたり、我慢することはありません。
- ③信頼できる人に相談しましょう  
ハラスメントを受けたら、一人で悩んだり我慢したりしないで、事態が悪くなる前に信頼できる人に相談することも解決の一つです。
- ④具体的な記録を残しましょう  
いつ、どこで、だれから、どのようなことをされたかをできるだけ詳しく記録しておきましょう。
- ⑤相談員に協力を求めましょう  
一人で悩まず、相談員に相談しましょう。プライバシーは厳守しますので、あなたが不利益を被ることはありません。  
相談員をはじめとする手続関係者には、秘密を他に漏らしてはならない義務(守秘義務)が課されています。また、相談者等のプライバシーが保護されるよう配慮されます。  
さらに、相談等を理由として、不利益な取扱い、嫌がらせ、妨害、報復等をすることが禁止されています。